

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2024年8月7日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）気象分野にかかる業務・インフラの協力アプローチに関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界（広域）気象分野にかかる業務・インフラの協力アプローチに関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：24a00527

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年8月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年8月7日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）気象分野にかかる業務・インフラの協力アプローチに関する情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2024年9月から2025年2月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部防災グループ防災第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年8月19日 12時

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

2	入札説明書に対する質問	2024年8月19日 12時
3	質問への回答	2024年8月21日
4	技術提案書の提出用フォルダ作成依頼	技術提案書の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
5	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2024年8月23日 12時
6	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
7	入札執行の日時（入札会）	2024年9月5日 10時30分
8	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日以内 （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印

が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」については、技術提案書提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 入札説明書に対する質問

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）日程参照
- 2) 提出先：<https://forms.office.com/r/KCMAeujGtZ>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りして
います。

（2）質問への回答

- 1) 上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）
- 2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものととして取り扱います。

（3）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前

までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記 2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023 年 3 月 24 日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記 2. (3) 日程にある期限日時までに、技術提案書提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが 1 営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ 技術提案書は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記 2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した

PDF ファイルとし、上記 2. (3) 日程を参照し提出期限日時までに別途メールで e-koji@jica. go. jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) 技術提案書

「JICA 国際協力調達部より送付された格納先 URL」

2) 見積書 (別見積書)

① 宛先 : e-koji@jica. go. jp

② 件名 : (調達管理番号) _ (法人名) _ 見積書

[例 : 24a00123_〇〇株式会社_見積書]

③ 本文 : 特段の指定なし

④ 添付ファイル : 「24a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書の PDF にパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL : <https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICA において技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の 2 営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記 2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書 (電子データ) は、JICA にて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第 2 章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価 (円) (消費税抜き) をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税 10% が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照

- (2) 入札会の手順

- 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
- 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

- 3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

- (3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、(不落) 随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100 点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80% 未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80% を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80% を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8）/N×100点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

（4）総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点70：30の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

（5）落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1.1 契約書作成及び締結

- （1）落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- （2）速やかに契約書を作成し締結します。
- （3）契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1.2 フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

気象現象によって引き起こされる豪雨や洪水、暴風、高潮などの災害対策を進める上で、気象観測や予警報、情報発信などを担う世界各国の国家気象機関は重要な役割を担っている。各国の国家気象機関は、世界気象機関（World Meteorological Organization。以下「WMO」という。）によって定められた統一基準に則り、WMOの企画、調整、指導の下で気象業務の実施と充実を継続的に図ることが求められており、日本の気象庁（以下、「気象庁」という。）はWMOの枠組みや独自の事業（気象衛星ひまわり等）を通じて、開発途上国での技術支援を行ってきた。

JICAはこれまで30年以上にわたって気象庁や本邦メーカー等が培ってきた技術と知見を活かし、無償・有償資金協力による気象レーダーや地上気象観測機器などの気象観測機器の整備、また技術協力による国家気象機関の観測、気象解析、予警報作成、情報発信等に係る一連の業務能力の向上を通じて、観測網の強化、予報精度の向上、情報発信内容の改善等に大きく貢献してきた。また、2015年の第三回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030」の優先行動に掲げられた事前防災投資の促進を最優先課題とし、それを実現かつ持続するために不可欠な国家気象機関をはじめとした防災関係機関の確立に協力する方針をJICAは打ち出しており、同方針下において国家気象機関の総合的な能力強化は引き続き重要な協力を位置付けられている。

2022年11月のCOP27でグテーレス国連事務総長が「すべての人々に早期警戒を行動計画2023-2027」（EW4ALL）を発表し、開発途上国での気象観測・予報・警報伝達に係るインフラ整備等の計画が進められている。しかしながら、開発途上国では海外からの支援等により自国の運営・維持管理能力を超えた気象観測網システムの整備が検討されるケースや、中長期的な計画に基づく人員・インフラの構築に関する体制を十分に有しておらず、気象業務の持続性・効率性に課題がある。

JICAは、全世界「気象業務・インフラに関する情報収集・確認調査」（2022年1月）を実施し、気象分野で協力ニーズが想定される国（アジア・大洋州地域13カ国）を対象に、国家気象機関の組織体制、実施能力、気象観測機器や予報解析システム、情報通信システム等の気象業務に係るインフラの導入・運用状況等や他ドナーの気象分野における援助・協力等について情報を収集し、それらの情報を元に各国の国家気象機関が目指すべき中長期の具体的な目標像及びその実現に向けた支援内容やJICAの今後の気象分野における協力方針の検討に必要な分析を行った。また、対象国

を3つの発展度に応じたカテゴリーに分類し、各カテゴリーの重点課題と必要な業務及びインフラのあり方を整理した。

上記の発展度に関する3つのカテゴリーのうち、最も発展したカテゴリーに分類された国々は、自助努力や国際的な支援による能力向上が見られ、地域の気象業務や国際協力の中核国となることが期待される。一方、国の人的・財政的なリソースに制約のある小島嶼国や後発開発途上国などは、気象業務の発展度が最も基礎的なカテゴリーに分類されることが多く、国のリソースを超えた人員や運営・維持管理費を前提とした観測・予報・ICTシステムの導入や高度な業務を行うことは困難である。このため、持続可能な観測システムの整備や、先進的な国やWMOの地区センターが提供する予報プロダクトや警報情報の活用を前提に最適な業務・インフラを設計することが効果的であり、基礎的な基盤整備を徹底する（現在のカテゴリーで求められる要件を徹底する）ことが重要となる。特に、人的リソースの制約が大きい小島嶼国の気象機関は24時間の気象業務の現業体制に必要な人員配置リソースに限られることから、同様に24時間の現業体制を行う地震・津波等の分野とICT等を活用した業務の集約化を検討することが重要となる。

本調査は2022年の調査結果をもとに、各国のリソース及び国際的な気象業務の分業体制を踏まえて、各国が中長期的に目指すべきレベル・体制を念頭に、個別事例のケーススタディーによる課題分析及び対応策の整理を行うことにより、中長期的な協力アプローチを検討することを目的に実施する。

第2条 調査の目的と範囲

本調査は、途上国の国家気象機関が目指すべき中長期の具体的な目標像と、その実現に向けた支援内容やJICAの今後の気象分野における協力方針の検討にむけて、必要な情報収集とそれに基づく下記「第3条（4）」に記載のケーススタディーを通じて、各国の各国が中長期的に目指すべき中長期的な組織の業務及びインフラの最適化の方策について検討・提案するものである。

第3条 調査実施の留意事項

（1）調査方法

調査・分析にあたっては、2022年に実施した全世界「気象業務・インフラに関する情報収集・確認調査」における「第IV章 JICAの気象分野における協力方針（案）の分析」の結果をもとに、個別事例のケーススタディーによる課題分析及び中長期的な対応策を整理することにより、具体的な協力アプローチを検討する。また、個々の業務や機器の技術的側面に留まらず、国家気象機関の所掌や役割、組織・人員体制・予算確保、気象業務とそれに関連するインフラなど幅広い視点から、気象業務に係る課題及び対応策を俯瞰的に分析する。

なお、本調査において気象業務と気象業務インフラを以下のとおり定義する。

① 気象業務：

- （ア） 気象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表
- （イ） 気象及び水象の予報及び警報

(ウ) 気象及び水象に関する情報の収集及び発表

(エ) 上記事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

② 気象業務インフラ：上記業務を実施する上で使用する観測機器や IT 機器、通信回線、予報解析システムなどあらゆる機器やソフトウェア

(2) 過去に JICA が実施した気象分野における協力成果及び教訓のレビュー

今後の協力方針を検討する上では過去の事例を分析し、活用できる成果及び教訓を抽出することが重要となる。そのため、本調査において実施済みの気象分野の協力事業（技術協力、無償資金協力、有償資金協力）の成果について報告書や評価結果、専門家等へのヒアリング結果を通じてレビューを行い、今後の気象分野の協力において活用すべき教訓を取りまとめる。

(3) 当国関係機関や他ドナーの取り組みに関する情報収集

気象分野では WMO や国連開発計画（UNDP）等の国連機関による協力、世界銀行やアジア開発銀行、地域機関などによる多国間協力、フランスやフィンランド、韓国などによる二国間協力など、多くの機関やドナーが途上国に対して協力を実施している。JICA の今後の気象分野における協力の方向性を検討する上で、これらの機関による協力の実態を把握することは重要である。

JICA の気象分野における協力方針を検討する上で、WMO 及びその地区協会に基づく気象に係る国際的・地域的な枠組や動向や、日本政府（気象庁）の方針や取り組みを踏まえて実施することが重要である。本調査の各検討や分析では、これらの国際的・地域的な枠組や動向、取り組みに整合した内容となるよう留意する。

(4) ケーススタディー

各国が中長期的に目指すべきレベル・体制を検討するにあたって、これまで長年にわたって、JICA 及び気象庁（気象衛星「ひまわり」のなど）が協力を実施してきたアジア・太平洋の国・地域の中から、モデルケースとなり得る対象国を選定し、以下の項目に関し、必要な情報収集及びケーススタディーを行う。

① メコン地域協力の促進

・メコン地域では、タイ・ベトナムなど観測・予報体制の強化を進めてきた国は、地域の気象業務や国際協力の中核国としての成長が期待される。同地域では、タイ・ベトナムの気象局による気象レーダーの観測は隣国を観測範囲に含んでおり、ラオス・カンボジア等の人的・財政的なリソースに課題がある国に対して気象観測データの交換・提供は気象予報サービスの拡充に役立つ可能性があると考えられる。

・例えば、タイ気象局の気象レーダーの観測範囲は、主要な経済活動地域（ラオスの首都圏、幹線道路、タイ国境の工業団地等）を含むことから、タイ気象局及びラオス気象・水文局を対象に現地調査を実施し、両機関の間で気象観測データ（気象レーダー、地上観測）の提供・交換を通じて、大雨の監視・予測に関する気象予報サービスの拡充の可能性を調査・分析する。また、タイ気象局からラオス気象・水文局への技術支援のニーズや JICA の三角協力による日本・タイ・ラオスの3カ国での技術研修のニーズを調査し、第三国研修の協力アイデアを検討・提案する。

・ベトナム・カンボジア等については、過去に実施した全世界「気象業務・インフラに関する情報収集・確認調査」（2022年1月）の結果をもとに、メコン地域における気象業務の国際協力のニーズと支援の可能性（第三国研修を中心に想定）について分析・整理する（国内作業）。また、ASEAN 地域・諸国の気象業務及び地域協力の目標・方向性について情報収集し、ニーズ・課題の分析を行う（国内作業）。

② 気象・地震・津波の観測・予報・警報作成の業務効率化にかかる一体的なシステム（観測・予報・通信・データ管理）の提案

・開発途上国の気象局は、資金力の制約から限られた人員での業務実施が求められる一方で、業務の基盤整備及び高度化において、観測・予報・通信・データ管理に係るインフラの運営・維持管理や拡張への対応が必要となる。インフラ整備は、様々な開発援助機関による複数の協力を組み合わせて対応することが多く、協力規模や機材の仕様やデータフォーマットの不統一、システム間の接続の不備などから、中期的な計画に沿ったインフラの整備や全体最適化が困難な状況にある。

・職員数の制約を踏まえて、気象・地震・津波の業務効率化に繋がる一体的なシステム（データ収集、品質管理等データ処理、情報提供）と運用体制の概要を検討し、昨今の ICT の活用による業務改善のニーズ・施策を調査・分析し、提案する。

・現地調査は、小島嶼国のサモアを対象として実施する。また、国内業務として、その他の気象・地震・津波を一つの組織で所掌する国（バヌアツ、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、インドネシアなど）から条件の異なる国を複数国選定し、過去の調査報告書の基礎情報等を踏まえて、発展度や体制の違いによって生じる ICT システムの更新に係るメリット・デメリット等を比較検討し、ICT を活用したオペレーション（人員配置を含む）の効率化により期待される効果を分析する。

（5）JICA 主催の勉強会による課題分析・対策の検討、国内の専門家・有識者との協力

JICA 主催の勉強会（2回程度を想定）を通じて、国内の専門家・有識者との意見交換を予定している。同会議を通じて、途上国の気象業務・インフラに関する課題・ニ

ーズを分析・整理するとともに、ケーススタディーで取り纏める具体的な協力アプローチへ反映する。

本調査はコンサルタントが中心となって実施するが、気象分野の動向に精通する当機構の国際協力専門員や国内の有識者（気象庁、大学、研究機関など）等の専門家から、技術・専門的な意見を得る体制を想定する。

（６）国際・地域会議等における成果の発信

本調査の実施期間中には、2024年10月14日（月）～18日（金）にアジア大洋州防災閣僚会議がフィリピン政府のホストにより開催予定であり、その他にも国際・地域会議が開催される場合がある。これら機会を活用して、本調査の意義や成果を広く周知することを目的に、JICAが発表などを行う際には、資料作成や必要な情報の提供を行う。

（７）現地調査スケジュール

サモアの現地渡航（2週間）について、2024年9月1日～10月31日及び2024年12月1日～2025年1月31日がサモア政府のノーミッション期間であるため、現地滞在期間は2024年11月1日～11月30日で提案すること。

ラオス・タイの現地渡航（1週間）について、調査結果の最終とりまとめ時期を踏まえて2024年10月～12月の期間で提案すること。

第4条 調査の内容

（１）国内事前準備・国内整理（2024年9月下旬～10月下旬）

- ① 現地調査計画を含むインセプション・レポートの作成
- ② 国際潮流・地域動向に関する調査の実施
- ③ 過去にJICAが実施した気象分野の協力に関する情報収集及びレビューの実施
- ④ 日本国内の気象協力に係るリソースに関する調査の実施
- ⑤ 調査対象国に関する収集情報リストの作成及び公開資料・情報の収集
- ⑥ 調査対象国の国家気象機関に対する現地調査に係る質問票の作成
- ⑦ ケーススタディーの対象国に係る課題・ニーズの整理

（２）現地調査（タイ及びラオス：2024年10月-12月／約1週間、サモア：2024年11月／約2週間）

- ① 現地調査対象国におけるヒアリング及び実地調査の実施
- ② JICA在外事務所への結果共有

（３）国内整理・最終化（2024年12月上旬～2025年2月上旬）

- ① 調査対象国における気象業務・インフラの現状及び課題の整理
- ② ケーススタディーに基づく、具体的な協力アプローチ（案）の分析・整理成
- ③ 調査対象国における支援策（案）の検討に向けた分析
- ④ JICA 主催の勉強会の出席及び課題・ニーズの取りまとめ
- ⑤ ファイナルレポートの作成

第5条 報告書等

(1) 業務計画書

提出期限： 契約締結後 10 営業日以内

言語（部数）： 和文（電子データ）

内容： 調査の基本方針、計画

(2) インセプションレポート

提出期限： 契約締結後 10 営業日以内

言語（部数）： 英文（電子データ）

内容： 調査の基本方針、計画

(3) 中間報告書

記載事項： 「第3条調査実施の留意事項」の（5）に記載の勉強会で使用するための調査結果の概要（現地調査結果を含む、中間報告）

提出時期： 2024 年 12 月上旬

部数： 和文（PDF 電子データ）

(4) ファイナルレポート

記載事項： 調査結果の全体成果

提出時期： 契約履行期間の末日

部数： 和文（5部、簡易製本）、英文（2部、簡易製本）、CD-R（和文1部、英文1部）

(5) 面談録

記載事項： 関係機関との面談内容の要旨

提出時期： 面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し速やかに提出

(6) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは項目別に整理しリストを付した上で、ファイナルレポートとともに提出すること

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓

口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及び JICA との協議に基づき最終確定するものとする。また、調査期間が限られていることから、各目次項目における比重の置き方については、発注者と適宜協議の上、調査を行うものとする。

1. 調査概要

1-1. 調査の背景と経緯

1-2. 調査方法（実施方法、調査団構成、調査工程等）

2. 気象分野の協力全般に関する調査結果

2-1. 気象分野における国際的な動向、他ドナーの動向

2-2. WMO 地区毎における動向

2-3. 日本国内及び JICA における動向

3. 開発途上国の気象分野の業務・インフラにかかる課題

3-1. 2022 年の情報収集・確認調査の結果概要

3-2. 近年の国際動向を踏まえた課題

3-3. 3つのカテゴリ－発展度及び各国の体制に応じた中長期的な課題

4. ケーススタディー：地域協力の促進

4-1. メコン地域の域内協力の現状、ASEAN 諸国の動向

4-2. 現地調査結果：タイ・ラオス

4-3. メコン地域の域内協力の促進に向けた方策

4-4. アジア・太平洋地域での気象業務の発展に向けた日本のリソース・役割の分析

5. ケーススタディー：人的・予算的リソースを踏まえた体制

5-1. 3つのカテゴリ－発展度及び各国の体制に関するモデル国の比較

※サモア及び国内作業で選定した複数の対象国について記載。

5-2. 現地調査結果：サモア

5-3. 気象・地震・津波の観測・予報・警報作成の業務効率化における課題・対応策

5-4. 人的・予算的リソースを踏まえた協力アプローチ（ICT 活用、中長期的な業務・インフラ計画のコンセプト）

6. 国内勉強会の結果概要

6-1. 勉強会①

6-2. 勉強会②

7. 今後の方向性

7-1. 地域協力の促進

7-2. 人的・予算的リソースを踏まえた体制

7-3. 国際気象業務の発展に向けた課題・提言

添付：

1. 議事録（現地調査、国内勉強会）

2. 収集資料

以上

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	3つのカテゴリー発展度に応じた各国の人的・財政的なリソースの課題（特に過大なインフラ整備に関する現状及び課題）	第1条 調査の背景・経緯
2	2022年の「気象業務・インフラに関する情報収集・確認調査」結果を踏まえた、国家気象局の現状・課題及び今後の方針において、重点的に調査すべき項目。	第3条 調査実施の留意事項、（1）調査方法
3	メコン地域協力の促進に関する主な課題及び調査手法。	第2条 調査実施の留意事項、（4）ケーススタディ
4	気象・地震・津波の観測・予報・警報作成の業務効率化にかかる一体的なシステム（観測・予報・通信・データ管理）に関する主な課題及び調査手法。	第2条 調査実施の留意事項、（4）ケーススタディ
5	現地調査スケジュール（案）（サモア、タイ・ラオス）	第3条 調査実施の留意事項、（7）現地調査スケジュール

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.56 人月

(現地渡航回数：延べ5回)

業務従事者構成の検討に当たっては、気象業務、地震・津波の観測・予報・警報作成の業務の専門性を持つ従事者を含めること。

※現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(2号))】

1) 対象国及び類似地域：全途上国

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の

分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ（副業務主任）は想定していません。

（４）現地再委託

再委託は特に想定していません。

（５）配付資料／公開資料等

１）配付資料

➤ なし

２）公開資料

➤ 全世界 気象業務・インフラに関する情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2022年1月)

https://openjicareport.jica.go.jp/551/551/551_000_1000047738.html

（６）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	有（*名） / <input type="checkbox"/> 無
3	執務スペース	有 / <input type="checkbox"/> 無
4	家具（机・椅子・棚等）	有 / <input type="checkbox"/> 無
5	事務機器（コピー機等）	有 / <input type="checkbox"/> 無
6	Wi-Fi	有 / <input type="checkbox"/> 無

（７）安全管理

１）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所、JICA ラオス事務所、JICA サモア支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所・支所と常

時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所・支所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) サモアへの渡航時は、事前（約1か月前）にサモア支所によるブリーフィングを受講する必要があるため、渡航予定時期を踏まえ受講時期を前広に確認ください。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：気象及び地震・津波の観測、予報・警報のオペレーションに関する技術支援にかかる各種業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっ

ては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A 4 判 (縦)、原則として 1 行の文字数を 4 5 字及び 1 ページの行数については 3 5 行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン (2023 年 10 月 (2024 年 7 月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記 1. (2) に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第 1 章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の経費については定額で計上を求めることとします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

- ・定額計上とする経費はありません。

(4) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	(6)
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(65)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35
(2) 作業計画等	30
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)
(1) 業務主任者の経験・能力	(25)
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)
ア) 類似業務等の経験	12
イ) 業務主任者等としての経験	5
ウ) 語学力	5
エ) その他学位、資格等	3